撲朔謎離（ぼくさくめいり）

札幌市医師会
札幌いがらし人工関節クリニック
村上　俊也（むらかみ　としや）

中国の古詩「木蘭詩」は男装の女性戦士、木蘭（ムーラン）を称えたものだ。詩中の「撲朔謎離」とは、走る兎の姿から雌雄の判別はできないが、耳を掴んで持ち上げたとき、足をバタバタさせれば雄、目を細めてぼんやりすれば雌と区別ができるという意味らしい。徴兵される父親の代わりに男装して出兵し、匈奴相手に武功を挙げて帰国した娘が、元の姿に戻って人前に出ると周囲が驚いたという故事である。木蘭は実在した人物で遊牧民の鮮卑族（モンゴル系民族）だったらしいが、中国では漢人の英雄となっている。女性の男装、男性の女装だけなら、性の不一致とは言わないだろうが、真に心と身の性が一致しないもの、今風でいうLGBTは理解が難しい。今のところ遺伝子関与の示唆はないという。環境の関与もわからない。染色体異常が指摘されている半陰陽者や両性具有者とも異なる。卑近な例でいえば、観音様が女でも男でも中性でもなく性を超越した存在だという。女、男、中性という「性自認」は何の意味を成すのか。人の生き方は千差万別あってしかるべき。要諦は一個の人間としての基本的権利をどう擁護すべきかにある。日本を除くＧ７の６か国では同性カップルでも異性カップルでも同等の権利が法律で保障されているという。令和５年５月、名古屋地裁は同性婚を認めないのは憲法14条（法の下の平等）、同24条（婚姻の自由）に違反すると審判した。札幌地裁に続き２例目の判例となった。我が国の性同一性障害特例法によれば性別変更には５要件を満たす必要がある。それは①18歳以上、②現在結婚していない、③未成年の子がいない、④生殖不能要件（生殖能力がない）、⑤外観要件（変更する性の性器に似た外観）である。後者２項を手術要件と捉える。つまり性転換を合法的に認めるには、性転換手術が必要であった。しかし令和５年10月、最高裁が性別変更５要件のうち、生殖能力の放棄を求める「生殖不能要件」を違憲と判断した。乱暴な言い方をすれば、心が女性だと申告すれば、誰でも女性風呂や女性便所を利用できることになる。この判断が拙速かつ軽率であるかが、国会で話題となった。外国ではトランスジェンダーを口実にした猥褻事件が多く報告されている。レイ・ブランシャール（カナダ）らの提唱するオートガイネフィリア、つまり性自認は男性でありながら、女性化により性的快楽・興奮を得る人間たちを真のLGBTと区別できないことにある。ややこしい時代になった。男女の区別を前提にしてきた社会制度、慣習、スポーツ大会などはどうなるのだろう。子供の立場を代弁すれば、父が二人、母が二人では可哀そうだ。「男耕女織」、「良妻賢母」なる言葉も遺風となるのだろうか。再選された米国大統領トランプはこの１月20日、性別を男性と女性の二つのみとする大統領令に署名した。つまり性別は性自認ではなく生殖機能により区別すべきだとした。我々医師にとっても無関係な話ではない。

北海道医報「会員のひろば」投稿募集

◇情報広報部◇

北海道医報では、「会員のひろば」への投稿を募集しています。記事の内容は自由です。医療情勢、診療で日頃から感じること、趣味・紀行、エッセイ、自己紹介等でも可です。

１．記 事 制 限：１記事あたり１ページ以内。
２．文　字　数：600 ～ 1,000字（１段分）または1,600 ～ 2,000字程度（２段１ページ分）
　　※いずれも写真・図含まず。
３．掲　　載：掲載可否および掲載号は広報委員会にて決定します。
４．原稿送付先：ihou@m.doui.jp
５．問い合わせ先：011-231-7661（情報広報部）